大阪市告示第1514号

次の金融機関について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の指定取消しの決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第８項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の２第３項の規定に基づき告示する。

令和８年11月９日

大阪市長　　横　山　英　幸

金融機関名	取消日
株式会社鹿児島銀行	令和９年４月１日
三井住友信託銀行株式会社	

（会計室会計管理担当）